

令和元年11月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち石油温風暖房機（密閉式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うち自転車2件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 35件
（うち自転車用幼児座席10件、脚立（アルミニウム合金製）1件、
電気こたつ1件、LEDランプ（環形）2件、扇風機1件、
電動アシスト自転車4件、自転車12件、一輪車1件、
電気洗濯機1件、延長コード1件、電子レンジ1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について

(管理番号：A201900726、A201900729)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあります。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について、無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf	2004年10月 ～ 2015年1月	266,275
合	計		3,431,188

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施
改修率：0.3%（2019年9月19日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900726、A201900729）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	21	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



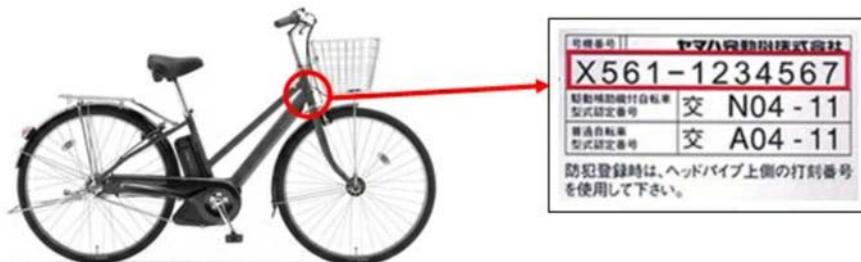
<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



○ヤマハ発動機ブランドの場合



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(502)092

受付 時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(801)309

受付 時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900699	令和元年10月7日	令和元年10月28日	石油温風暖房機 (密閉式)	FF-VG4215S	株式会社コロナ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和元年10月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900726	令和元年9月19日	令和元年10月29日	自転車	MSS8TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	岩手県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月18日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%
A201900729	平成25年2月5日	令和元年10月30日	自転車	AN7BTP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左手を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:0.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900700	平成23年3月28日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	子供(7歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、子供の右足が後輪に巻き込まれ、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900701	平成22年3月28日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	子供(8歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、子供の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年3月3日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900702	平成18年9月21日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	幼児(5歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、幼児の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	業者が重大製品事故として認識したのは平成23年3月29日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900703	令和元年10月14日	令和元年10月28日	脚立(アルミニウム合金製)	重傷1名	工事現場で当該製品を使用中、転落し、左足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201900704	平成23年6月22日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	子供(7歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、子供の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年7月26日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900705	令和元年10月17日	令和元年10月28日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900706	令和元年9月9日	令和元年10月28日	LEDランプ(環形)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和元年10月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月24日
A201900707	平成23年6月22日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	子供(7歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、子供の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年8月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900708	平成19年10月21日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	幼児を当該製品に乗せて自転車で走行中、幼児の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年2月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900709	平成21年5月19日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	幼児(4歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、幼児の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年3月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900710	平成19年2月	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	幼児(5歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、幼児の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年6月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900711	平成20年8月18日	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	幼児(4歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、幼児の左足が後輪に巻き込まれ、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年3月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900712	平成16年4～5月	令和元年10月28日	自転車用幼児座席	重傷1名	幼児(6歳)を当該製品に乗せて自転車で走行中、幼児の右足が後輪に巻き込まれ、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年4月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900713	令和元年9月6日	令和元年10月29日	扇風機	火災	当該製品に延長コードを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年9月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月17日
A201900714	令和元年7月16日	令和元年10月29日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月15日
A201900715	平成24年4月12日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	子供(12歳)が当該製品で走行中、泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年4月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900716	平成26年4月6日	令和元年10月29日	一輪車	重傷1名	子供(9歳)が当該製品に乗車しようとしたところ、ペダルが外れ、転倒、負傷した。当該製品の取付状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年4月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900717	平成21年1月30日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	幼児(2歳)を自転車用幼児座席に乗せて当該製品で走行中、転倒し、幼児の左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成21年2月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900718	平成25年6月29日	令和元年10月29日	電動アシスト自転車	重傷1名	幼児(4歳)を自転車用幼児座席に乗せて使用者が当該製品のスタンドを立て停車中、当該製品が転倒し、幼児の右肘を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年8月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900719	令和元年10月13日	令和元年10月29日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から15年以上経過した製品
A201900720	平成19年5月14日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けるところ、前輪がロックし、転倒、右手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成19年5月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900721	平成20年3月19日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年3月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900722	平成29年7月8日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右足指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900723	平成26年4月17日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、右手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年5月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900724	平成22年4月2日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	子供(12歳)が当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成22年4月6日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900725	平成26年12月6日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、シートポストが破断し、サドルが脱落、転倒、左手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年1月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900727	令和元年5月30日	令和元年10月29日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月18日
A201900728	令和元年9月21日	令和元年10月29日	延長コード	火災	倉庫で当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月24日
A201900730	平成23年3月4日	令和元年10月30日	自転車	重傷1名	子供(7歳)を当該製品のリヤキャリアに乗せて走行中、子供の右足が後輪に巻き込まれ、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年6月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900731	平成31年4月26日	令和元年10月30日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900732	平成24年6月1日	令和元年10月30日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ハンドルがロックし、転倒、左肩を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成24年6月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900733	令和元年5月20日	令和元年10月30日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月16日
A201900734	平成23年2月5日	令和元年10月30日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、顔を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年2月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900735	令和元年10月21日	令和元年10月30日	電子レンジ	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和元年10月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900736	令和元年9月9日	令和元年10月30日	LEDランプ(環形)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和元年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月28日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし